

令和7年3月28日

保 護 者 各 位

岡山県立烏城高等学校長

本校におけるエレベータ利用について

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。平素から本校教育に格別の御理解・御協力を賜り、感謝申し上げます。

本校におけるエレベータ利用について、令和7年度以降身体的配慮の観点から特に必要のある生徒に優先的に利用できる環境を整えることとなりました。つきましては、該当する生徒以外の利用を禁止いたします。

なお、病気や怪我などにより特別に利用する必要がある場合には、別途検討いたしますので、ご相談ください。利用を許可する目安としては、怪我により装具を使用しており、体育の授業での活動が継続的にできない場合などと考えております。

また、許可なくエレベータを利用した場合は、担任、学年主任などで、保護者と連携を取りながら指導いたします。

保護者の皆様にも御理解いただきますようお願い申し上げます。

敬具